

## 人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度実施要綱

農商第 16 - 14 号

平成 17 年 4 月 1 日

農水商工部長通知

最終改正 令和 2 年 3 月 19 日

農林水第 175 号

### (目的)

- 第 1 この要綱は、「生産者と消費者のいい関係をつくる」、「安全安心の生産体制をつくる」、「環境への負荷の少ない社会の構築に寄与する」ことを実現する一環として、消費者が安心して県内産の生産物を購入できるようにするために、環境に配慮した生産方法及び食の安全・安心を確保する生産管理の実施により作られた県内産の生産物及びこれを原材料とする加工品について、生産方法等を公開し、表示する制度を定める。

### (登録・認定、対象生産物及び加工品の定義)

- 第 2 この要綱において、登録とは第 4 に規定する登録者の条件を満たす者が人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度(以下「表示制度」という)に参加することを認めることをいう。
- 2 この要綱において、認定とは、登録を受けた者の生産物又は加工した食材に対し、第 5 に規定する認定・審査機関が第 3 に定める登録・認定基準に適合していることを確認し、別に定める認定表示票(認定マーク)の表示を認めることをいう。
- 3 人と自然にやさしいみえの安心食材の対象となる生産物及び加工品の区分は別に定める。
- 4 人と自然にやさしいみえの安心食材とは、前項の規定によって表示票の表示を認められた生産物及び加工品をいう。

### (登録・認定基準)

- 第 3 登録・認定基準は、環境に配慮した生産方法、食の安全・安心を確保する生産管理の実施を基本として品目ごとに知事が定めるものとする。

### (登録者の条件)

- 第 4 登録者の条件は、本制度の目的に賛同し、第 3 に規定する登録・認定基準に適合した農産物等の生産又はこれを原材料とする加工を行おうとする者とする。

### (認定・審査機関)

- 第 5 表示制度の認定・審査機関は公益財団法人三重県農林水産支援センターとする。

- 2 表示制度の認定・審査機関は公正で的確な現地調査及び認定・審査を行える体制を整えるものとする。
- 3 表示制度の認定・審査機関は認定・審査に関する実施要領と業務体制の管理に関する業務規程を整えるものとする。

(認定・審査機関の業務)

第6 認定・審査機関は、公正な立場で次の業務を行うものとする。

- (1) 現地調査及び認定審査に関する業務
- (2) 認定表示票(認定マーク)の適正使用に関する業務
- (3) 認定情報公開に関する業務

(秘密保持義務)

第7 この制度の運営にあたり登録・認定の業務に関する情報を知り得た者は、その情報を制度運営以外の目的に使用したり、又は自己の利益のために使用してはならない。

(認定内容及び業務状況の知事への報告)

第8 認定・審査機関は、認定審査結果及び業務状況を、知事に報告するものとする

(認定・審査機関への知事の指導)

第9 知事は、業務が公正に行われるよう認定・審査機関を指導するものとする。

(生産、出荷・販売実績の報告と開示)

第10 登録・認定を受けた生産者(以下「登録・認定生産者」という。)は、出荷終了後すみやかに生産、出荷・販売実績を認定・審査機関に報告するものとする。

- 2 登録・認定を受けた加工業者(以下「登録・認定加工業者」という。)は加工品の出荷・販売終了後すみやかに出荷・販売実績を認定・審査機関に報告するものとする。
- 3 認定・審査機関は、消費者等から請求があったときは報告書を開示するものとする。

(登録・認定生産者及び登録・認定加工業者の役割)

第11 登録・認定生産者及び登録・認定加工業者の役割は次のとおりとする。

(1) 登録・認定生産者

- ア「生産者と消費者のいい関係をつくる」、「安全安心の生産体制をつくる」ことに努める。
- イ 生産物及び表示について責任を負う。
- ウ 生産・出荷の過程を積極的に公開し、記録等によって説明する義務を負う。
- エ 消費者との積極的な交流に努める。
- オ 環境負荷低減に向けた取り組みを拡大することに努める。

( 2 ) 登録・認定加工業者

- ア 加工品及び表示について責任を負う。
- イ 加工・出荷の過程を積極的に公開し、記録等によって説明する義務を負う。
- ウ 消費者との積極的な交流に努める。
- エ 環境負荷低減に向けた取り組みを拡大することに努める。

( 知事の役割 )

第 12 知事の役割は次のとおりとする。

- ( 1 ) 表示制度の制定及び改正を行う。
- ( 2 ) 表示制度の普及啓発に努める。
- ( 3 ) 認定・審査機関の業務が円滑に行えるよう支援する。
- ( 4 ) 登録・認定希望者及び登録・認定生産者等に対する支援に努めるとともに、技術指導等に努める。
- ( 5 ) 関係機関との連携を図る。
- ( 6 ) その他表示制度の円滑な運営と発展に必要な活動を展開し、目的の達成に努める。

( 人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度協議会の設置 )

第 13 知事は、人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度の円滑な運営ならびに発展を図るために、有識者等の幅広い知見や専門的な知識を活用するための人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

( 人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度検討会の設置 )

第 14 知事は、この要綱（平成 17 年 4 月 1 日農商第 16-14 号）及び人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度実施要領（平成 17 年 4 月 1 日農商第 16-15 号）の内容に関し、必要な事項を協議するため、人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

- 2 検討会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

( 要綱の改正及び廃止 )

第 15 この要綱の改正及び廃止は、第 14 に規定する「検討会」によって内容を審議し、その結果を踏まえ知事が行うものとする。

- 2 要綱の改正及び廃止にあたって、知事は第 13 に規定する「協議会」を開催し、有識者等の幅広い知見や専門的な知識を活用するよう努める。

(その他)

第 16 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。(平成 17 年 4 月 1 日農商第 16-14 号)

附則 この要綱は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。(平成 18 年 8 月 1 日農商第 16-151 号)

附則 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 19 年 3 月 28 日農商第 16-280 号)

附則 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 20 年 3 月 27 日農商第 16-294 号)

附則 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 21 年 3 月 26 日農商第 16-233 号)

附則 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。(平成 23 年 3 月 3 日農商第 16-201 号)

附則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(令和 2 年 3 月 19 日農林水第 175 号)